

## ザロモン・マイモンと「規定可能性の原則」

三重野 清 顕

### はじめに

一般にわれわれの知は、さまざまな命題における結合によつて表現されるが、その結合の可能性の基準は何であろうか。たとえば、相互に矛盾的関係になる諸要素の結合は、分析的に不可能であるが、このような基準は否定的原則であるにすぎない。論理的原則である矛盾律は、あらゆる思考の対象に普遍的にかかわるが、それが適用される対象は思考そのものによつては産出されえない経験的所与にとどまるように思われる。しかしたんなる経験知のうちに、諸学を基礎づける必然性は見出しえない。学の可能性は、経験的所与をあらかじめ客観的に組織するような必然的統一にかかっている。そこで、カントは「アプリオリな総合」の可能性を問う。それに対して、マイモンはこのような必然的結合は、それ自身「未規定なもの」である「規定可能なもの」と、「規定」との結合において見られると考える。そして、あらゆる総合的知識の最高原則は、「規定可能性の原則」であるとされる。以下本稿では、マイモン哲学の基本的な枠組みを確認した

うえで、この「規定可能性の原則」の意義をあきらかにすることを試みる。

### 感性的と悟性的なもの的一致——無限の悟性

まずは、『超越論的哲学についての試論』（二七九〇）に抛りつつ、マイモンの思考の基本的な構図を確認しておく。マイモンは、カントの二元論を克服し、「権利問題」を十分に解決するために、生成的方法に定位したことでよく知られている。カントは、客観的経験の成立自身は「事実」として認めたらうで、その事実を可能としている根拠を問う。その際、受容的な「感性」を通じて認識の多様な素材が提供される一方、自発的な「悟性」の規則がそのうちに必然的統一を与えると考えられる。だから問題は、認識におけるアプリオリな総合の可能性、つまり経験のふたつの根本的に異質な源泉が協働することが、いかに客観的経験をあらかじめ条件づけるかということとなる。そして、判断の論理的機能の一覧から導出される「純粹悟性概念」を、与えられた直観的对象へと図式を介して適用することが、経験一般の可能性の条件となることを示すことで、カント自身はこ

の問題への解答を与えたと信じたのである。

このようにカントは「アприオリな総合判断」の可能性を、感性と悟性の協働に求めたが、マイモンによれば、ふたつの認識源泉がどのように異質であるとするれば、両者がどのように一致するのかはけつして説明できないことになる。カント宛の書簡（一七八九年四月七日）において、そもそもどうして概念が直観に適用されるのか、とマイモンは問う<sup>1</sup>。マイモンの解決によれば、「悟性は、何かアポストリオリに与えられたものを自分のアприオリな規則に従わせるのではない。悟性はむしろこの規則に合わせる所与を成立させる」(VT82)。感性的なものは悟性の規則に即して生成するのであり、したがってカテゴリーは異質な感性的対象へと直接適用されるのではなく、その根源の悟的な生成規則へと適用されると考えられる。すなわちマイモンは、「感性」と「悟性」が、両者ともに「ひとつの認識の源から流出する」(VT63)と考えることによって、権利問題を解決する。マイモンは、感性的所与を、その根源のわれわれの意識することのできない生成規則へと還元する。このような生成規則が「客体の微分」として示され、直観にとつて到達不可能な理想的性格をもつ「ヌーメナ(Noumena)」である(VT32)。感性的対象を規定する生成規則が意識されえないゆえに、客観は所与のものとしてあらわれる。

「私がたとえば赤が緑と異なるという場合、この差異の純粹悟性概念は、感性的な質の間の関係としては考えられない（なぜなら、そうでなければカントの権利問題が残ったままになるからである）。そうではなくて、カントの理論に従って、アприオリな諸形式としての空間の関係と考えられるか、あるいはまた私の理論に従って、アприオリな理性理念であるかぎりの諸微分の関係と考えられるかのいずれかである。[...] ある客体の成立の特殊な規則、すなわちその客体の微分

の様式が、客体を特殊な客体とするのであり、異なつた諸客体の関係はそれら客体の諸微分の関係から生じる」(VT32f)

カッシーラーの指摘するように、「悟性はこのような（赤と黄色の対立のような感性的な質の）区別にとどまることはできず、その根拠を、つまりそこから区別が出てくると考えられなければならない法則を問う。悟性はその固有で特徴的な機能によって、産出原理の差異から事物の差異を導き出す<sup>3</sup>」のである。それぞれの事物の生成規則は、それがほかの諸規則と取り結ぶ関係のうちで、はじめてある客観を具体的に規定することになる<sup>4</sup>。

さらにマイモンは、このような規則の諸関係の総体を想定することによって、「総合判断」の客観性を基礎づけている。カッシーラーの総括するように、「もしならんかの悟性が、われわれの経験的判断におけるように、事物をその与えられたままのかたちでとらえるのでなく、むしろ事物をその起源から理解するのであれば、この悟性にとつて世界の全体は流動化して、概念的に定式化可能な規則の総体に、そしてこのような規則の關係に変貌するにちがいない<sup>5</sup>」。そのことに応じて、感性的対象は悟的な生成規則が互いに結びあう関係へと還元される。そして生成規則の間のあらゆる可能的關係をすべて認識しうるならば、あらゆる「総合判断」は最終的には「分析判断」へと還元されることになるはずである。それゆえ、「あらゆる認識は、アприオリに分析的でなければならぬ」(VT178)。

さてマイモンの想定するような、神的な「無限の悟性」(VT64)にあるは、生成規則どうしのあらゆる關係を通じて「完全に規定された対象」から逆行して、あらゆる規定を完全に分析的に導くことができるであろう。つまり、「無限の悟性が諸理念間のあらゆる可能な實在的關係をその原理として考えることによって、あらゆる事物がそれ自身完全に規定される」(VT85)。この場合、無限の悟性におけるあらゆる述語は、すでに完全に規

定されてしまっている概念からの矛盾律に基づく分析的帰結であり、そこには本来いかなる「総合判断」も存しないはずである。しかしわれわれの不完全な悟性にとつて、事物がその外部で結ぶ無限の関係を認識しつくすことはできず、それらはつねに潜在的であるにとどまり、したがって事物とその規定の結合は、異質なものの総合であるかのようにあらわれる。

## 関係の総体

このように考えるかぎり、規則に従って現実生成した諸事物には、悟性が与えた定義において最初に想定された以上の諸規定が担われていることになる。また、そこに「総合」的な結合の起源がある。たとえば「直線」を描くとき、その規則（点を同じ方向に運動させること）のうちに「二点間の最短」という規定は含まれない。また、三角形を生成させる規則（空間を三本の直線によって限定すること）は、その角についてはまだ規定するものではない。三角形を描き出す場合、悟性は「三つの辺で囲まれた空間」という定義を与え、構想力は示されたその規則に沿って感性化を行う。

「悟性は、産出的構想力に三本の線に囲まれた空間を生じさせる規則を示す。後者はそれに従い三角形を作図（構成）する。しかし見よ、そこには同時に悟性がまったく要求しなかった三つの角がつきまとう。さて三つの辺と三つの角のこれまで知らなかった結合を洞察できるようになるから、悟性は突如として賢くなるが、結合の根拠は今でも悟性には理解できないままである」（MW3 - 175）

このように感性的なものの中には、あくまで経験を俟ってはじめてあきらかとなるような諸規定、つまり悟性的な生成規則においては予期でき

ザロモン・マイモンと「規定可能性の原則」

ない諸規定が含まれる。それらの諸規定は、定義から「分析」的に展開されうるわけではない。それらの規定が定義のうちにあらかじめ含まれないようにみえるのは、生成規則が互いに結びあう外的な関係のうちではじめて生じるからであると考えられよう。それぞれの事物の生成規則は、ほかの諸規則と取り結ぶ関係のうちで、はじめてある客観を具体的に規定しうる。そしてマイモンは、このような諸関係の総体を想定するのであった。直線が二点間の最短であることを示すには、そこにありとあらゆる可能的な線がすでに引かれてしまっていなければならない。それぞれの事物がその固有の規定と結びあつて実際に経験されうるのは、それが定義に含まれておらずとも、産出的な諸規則が互いに取り結ぶ関係の総体のうちで、諸事物がつねにすでに差異化されてしまっていることによる。そしてこのような個物に先立つ潜在的な差異の総体こそが、「総合判断」の客観的必然性の根拠である。それゆえマイモンにおいては、さまざまな関係を排除した直接性が、諸関係にさきだつてあらかじめ存在することはない。<sup>6</sup>

たとえばマイモンは、カントのように「空間」をたんに直観の形式とは考えず、むしろ諸関係を担う概念がその根底にあると考える。

「空間と時間は、概念であるとともに直観でもあり、そして後者は前者を前提とする。規定された諸事物の差異の感性的表象は、それら諸事物の相互外在である。事物一般の差異の表象は相互外在一般、すなわち空間である。だからこの空間は（多様なものにおける統一として）概念である」（V718）。

事物が時間や空間のうちにあるということは、諸事物の相互外在と、その比較をあらかじめ前提している。したがって直接与えられているようにみえる直観も、潜在的には多様な比較をすでに経験しているのである。こ

のような比較は、「多様なものにおける統一の条件、すなわちそれによつてはじめて直観が可能となるような総合一般の条件」であつて、「われわれのうちで曖昧に起こつてゐるはずであるが、そのとき比較を意識していない」(VT62) だけである。「直線をただ直観においてのみ規定された概念と考える」カントに反対して、マイモンは直線を引く規則を「悟性が反省概念を客観の産出の規則にすることができ」例として挙げている(VT68)。つまり直観の対象は、そのように意識されてはいないとしても、あらかじめ悟性の規則によつて下支えされているのである。

「直観を客観として産出するために、悟性はそれが二点間の最短であることを思惟する。[...]直線は、線が直であることによつて帰結するのでなく、最短であるかぎりにおいて帰結する」(VT69)。

直観の対象としての「直線」を描く規則とは、「直」という規定ではなく、「最短」という比較を介した規則であるとマイモンはいう。こうして、直接的なものとみえる直観の産出は、実際には悟性による諸関係の思考を前提していることになる。こうしてマイモンは、ライプニッツに抗してカントが提示した「思考と直観の二元論を再び原理的に捨て去る」ことになつたのである<sup>8)</sup>。

## 規定可能性の原則

カントは、「規定可能性の原則」を「論理的原則」へ、「充実な規定(durchgängige Bestimmung)の原則」を「実在的原則」へとそれぞれ対応させている。このときにカントが「規定可能性の原則」という名称のもとに考えているのは、マイモンの提示するそれとはまったく異なるもの

であるようにみえる。

「どのような概念であつても概念自身のうちに含まれていないものについては無規定的であり、規定可能性の原則のもとにある。すなわちたがいに矛盾対当の関係に立つそれぞれふたつの述語のうち、ただひとつの述語だけがこの概念に帰属しうる、という原則である。その原則は矛盾律にもとづいており、かくしてたんなる論理的原理にすぎない。当の原理は認識のいつさいの内容を捨象しており、認識の論理的形式以外のなものにも着目しないのである」(KdRV A571/B599)

カントの見立てでは、普遍的概念は論理的な意味で「規定可能なもの」であり、矛盾対当関係にある二つの述語のうちいずれか一方のみその概念に属しうる。このような規定可能性の原則は、矛盾律に基づく「たんに論理的な原則」である。実在的であるかぎりのものは、「充実な規定の原則」に従う。それについて『試論』において、マイモンは「規定可能性の原則」に関して以下のように述べている。

「ある総合の一方の要素が他方との関連なく、つまりそれ自身としても、ほかの総合においても考えられうるが、もう一方は前者との関連なしには考えられない場合、前者をこの総合の主語といい、後者を述語という」(VT84)

マイモンにおける「規定可能性の原則」とは、命題(そこにおいて「主語」と「述語」が結合される)における、「主語」と「述語」の関係の一定のありかたを示す原則である。「主語」である「規定可能なもの」はそれ自身だけで独立して意識の対象となりうるが、「述語」は主語の規定として

のみ意識の対象となる。たとえば「線が直である」という命題におけるように、「線」は独立して意識の対象となるが、「直」は「線」の規定としてしか意識の対象になることはない。ある命題における結合が客観的実在性をもつかぎり、主語は「規定可能なもの」としてそれだけ独立して理解されうるが、述語は主語の「規定」としてよりほかには理解できない。<sup>10</sup>「直」という規定は「線」をはなれて考えることはできない一方で、「線」は「直」であることに依存せず独立して考えうるし、他の総合（「曲」との総合）においても「選言的に」考えうる（VLJ98）。以下『新論理学試論』（二七九四）引用に述べられるように、マイモンにおける「規定可能性の原則」は、「実在的思惟の根本原則」であり、まずはその点でカントの提示する「規定可能性の原則」とは異なっている。

「この著作において私が提起した「規定可能性の原則」は、すべての実在的思惟の根本原則であり、したがってそこからすべての諸原則が導出され、それによってすべての諸原則が規定されるような、全哲学の根本原則でもあると、わたしはあえて確信をもって主張する。というのも、実在的な思惟が、形式的な思惟からも、恣意的な思惟からも区別されるのは、形式的な思惟が客体なきたんなる形式であり、また恣意的な思惟が規定された形式なしに思惟へと与えられた客体であるのに対して、実在的な（規定可能性の原則に従って認識された）思惟が、所与の客体とこれによって規定された形式とを包括すること、によってなのであるから」（MWF-368）

マイモンは、ここで思惟における関係の三つの形式を区別している。「規定可能性の原則」によって示されるような関係は、「形式的関係」（客体なき純然たる形式）や、「恣意的な関係」（形式なき客体）と区別される。「形

ザロモン・マイモンと「規定可能性の原則」

式的関係」はたんなる論理的形式にのみ基づく結合を示すのに対し、「恣意的関係」は形式をもたない無秩序な対象間の結合であるにすぎない。したがって、マイモンの考えによれば、主観的・形式的なものと同客観的のものとの共同による「実在的思惟」は、両者の中間領域にあるはずである。ゲルが指摘するように、「必然的なもの」と（恣意的な）「形成物 (factice)」のあいだには、ひとつの中間領域 (milieu) があって、ある原則がこの中間領域に対応しなければならない<sup>11</sup>わけである。

### 悟性と感性の間隙

そもそもマイモンにおいては、「悟性」と「感性」の協働は疑わしい。前述のカント宛書簡（一七八九年四月七日）においてみずから述べるように、マイモンの企図は「権利問題」の十分な解決、したがって「感性」と「悟性」という異なる認識源泉の協働をあらかじめ「事実」として前提しつつ、そのメカニズムを問うカントの演繹論の再検討にある。

たとえば悟性は、「円周上のある一点から中心へと引かれたあらゆる線の周りの長さ等はしい」という規則を与える（名目的定義）。構想力が、一点の周りで実際に線分を回転させることで、円が生成する（生成的定義）。そして直観がこの出来上がった円を受け取る。直観の対象は悟性によって与えられた規則にならなっているが、直観はその規則を理解しないため、受動的にふるまう。また悟性によって円の名目的本質が規定されるが、その実在的本質は実際に直観において線分の回転によって円を描出されてしまふまでは、不確かである（VLJ34）。こうしてクローナーの述べるように、「マイモンは、われわれが数学の客体を思考するときの判断を、たしかにその資料と成立規則とはアプリオリであるが、それでもアプリオリではなくアプリオリな判断であるとするのである。このことによって彼は、

総合のうちに含まれる偶然性、あるいは概念的なものには解消できないというモメントを表現しようとしている」。たとえば「三角形」が「三つの角をもつ」ことは、完全なる帰納によって最終的には矛盾律と同様の確実性へと高められうるはずである。しかしマイモンによれば、そのためには「私が三角形を可能なあらゆる条件のもとで、また他の思考する存在者がこのすべての可能的条件のもとで作図してしまう」必要がある、したがって「この帰納は、決して完全ではありえず、したがって主観的必然性は、客観的必然性に常に近づくとはいえず、完全に一致することはない」(MWS - 35f)。このようにマイモンによって、幾何学の命題はそのアプリアリ性を否定されることになった。

それに対してカントにおいては、幾何学の命題は「アプリアリな総合命題」であるとされる。たしかに「総合命題」である以上、悟性的な条件からのみでは図形が成立しえない。つまり図形の成立にあたっては、直観の形式としての空間という、悟性とは異なる条件がなければならない。

「たとえば二直線に囲まれた図形という概念中にはいかなる矛盾も存しない。[...] そうした図形の不可能性は概念そのものにもとづくものではなく、空間中での図形の構成、つまり空間とその規定という条件に基づいてゐる」(KdV A220)

二直線によって囲まれた図形の不可能性の根拠は、その概念にはなく、空間の側にある。そのかぎり、三角形の概念から三角形の可能性を直接導出することは不可能である。

「たしかに一見したところ、三角形の可能性は、その概念そのものから認識されうるかに見えよう(三角形の概念が経験に依存していない

のはたしかなのである)。実際私たちは三角形の概念に完全にアプリアリにある対象をあたえることができる、つまりはその概念を構成することができる。しかしこのようなことはたんに対象の形式にすぎないから、三角形の概念はやはりいつまでも想像の産物にすぎず、その対象がありうるかどうかはなお疑問のままであろう」(KdV A223)

しかし同時に、幾何学の命題はアプリアリなのであって、そのかぎりであらゆる経験的構成にさきだつて、その確実性は「アプリアリな構成」によって確保されていなければならない。カントは、マイモンが「名目的定義」と実際に図形を感性化する「生成的定義」とを区別する点について、以下のように批判している。マイモンは、たとえば「円」の可能性は、実際にそれが線分の回転によって作図されるまでは、不確実にとどまると考える。しかし、カントにとって「生成的定義」とは、定義にもとづいて実際に作図をするべしという「実践的命題」にすぎない。

「円の可能性ということも、ひとつの固定点の周りに直線を動かすことによつて円を描くという実践的命題を課される以前に単に蓋然的なのではなく、円の定義の中ですでに与えられている。円は定義そのものによつて構成される。すなわち直観において、経験的直観の紙の上にはないにしても、構想力において(アプリアリに)描出されるからである」(二七八九年五月二六日、ヘルツ宛書簡)

カントはエーベルハルト反駁論文において、以下のように構想力による「純粋な構成」と「機械的な構成」とを区別している。

「一般的意味では、それに対応した直観の(自発的)産出による概念

のあらゆる現示 (Darstellung) が構成 (作図) と呼ばれることができる。この構成がたんなる構想力によってアプリオリな概念に適合して生じるならば、それは純粹な構成と呼ばれる (数学者はこのような純粹構成を彼のあらゆる論証の根底に置かなければならない。それゆえ彼は棒で砂の中に描く円において、たとえどんなに不規則なものになつていようと、あたかも最高の技術者が銅板に円を描いたのと同じように、円一般の性質をきわめて完全に証明することができる。しかしその構成がなんらかの物質において行われるならば、その構成は經驗的構成と呼ばれることができる) (AA8-191f)

機械的な經驗的構成を俟つて、ようやく幾何学的図形の諸性質があきらかになるのではなく、構想力による純粹な構成において、すでにそのあらゆる性質が描き出されてしまっている。カントはここでは、とりわけ数学の対象においては、概念 (悟性の規則) と感性の間隙をまったく認めてはいない。しかしマイモンにとっては、このことはけつして受け入れられない。「空間は、数学のあらゆる客体を可能にする根拠、あるいは制約ではあるけれども、しかしいかなる数学的命題も、空間のたんなる表象やその徴表からは証明されることはできない」(MWS-54)。カッシーラーの述べるごとく、「普遍的な空間形式そのものから」もろもろの特殊な幾何学的形成物とそれらの相互関係は演繹されない」のである<sup>6)</sup>。

## 主語の領域限定

『新論理学試論』におけるマイモンの説明によれば、「分析判断」とは、「規定されたもの」から出発して、「規定」あるいは「規定可能なもの」が述語つけられるような判断である。たとえば「直線は直である」、「直線は

線である」のような場合がそうである。主語「直線 (規定されたもの)」は、それ自体すでに「線 (規定可能なもの)」と「直 (規定)」の結合なのであり、述語「直」あるいは「線」があらかじめそのうちに含まれている。そしてこの点において、それは分析的である。反対に「総合判断」は、「規定可能なもの」と「規定」を結びつけて、「規定されたもの」をはじめて成立させるような判断である (MWS-86)。たとえば「直線」の成立は、「線は直でありうる」という「線 (規定可能なもの)」と「直 (規定)」の結合の可能性にかかっているが、この両者の結合は「総合」的であるとマイモンはいう。なぜなら「規定可能なもの」のうちには、それを限定する「規定」はまだ含まれていないからである。マイモンは「規定可能なもの」と「規定」の関係を、「類」と「種差」の結合としても考えているが、マイモンは「なぜ直は線を限定する規定でありうるのか」という両者の必然的結合の根拠を問うている。

無限の悟性における述語は、すでに完全に規定されてしまった概念からの矛盾律に基づく分析的帰結であり、本来そこにはいかなる総合判断も存しないが、しかしわれわれの不完全な悟性にとつて、事物がその外部で結ぶ無限の関係がつねに潜在的であり、事物とその規定の結合は、つねに異質なものの総合であるかのようにあらわれるのであった。このときは、あらゆる結合を分析的必然性において知ることはできないから、いわば「総合的な必然性」を与えるような基準が必要となる。このような局面において、中間的な必然的総合の基準を与えるのが、「規定可能性の原則」である。「線」は主語、「直」は述語であつて、その逆にはなりえない。そして「甘い線」というような結合は実在的な客観を産出しないのに対して、これらの結合は「直線」という実在的な客観を産出することになる。このような差異が生じる理由はどこにあるのか。

「それがおこるのは、規定可能性の根本原則に従ってである。われわれはこれらの概念を、論理的関係を使用する基準として前提されている意識一般に対する実在的關係のうちで認識するため、論理的相互關係として考えている。だから、線が主語として、直が述語として、思惟を通して規定されているのは、線はそれ自体として意識の対象でありえるが、直はそれ自体としてではなく、線の規定として意識の対象でありうるからである。これに対して、線と甘さは、意識において相互に独立している。それらを主語と述語の關係のうちでも考えてみて、たんに恣意的であつて、実在的な根拠を持ってはいない」(MWF-387)

総合的な結合が考えられるとすれば、「規定可能性の原則」(ある類と、それを限定しうる種差との關係)に従うものであるか、あるいは「甘い線」というようなたんに恣意的な結合であるかのいずれかである。マイモンはこの原則によつて、分析的でなく、またたんに恣意的でもない「総合判断」を可能とする原則を探究する。これは必然性と恣意性の中間の道の探究であり、ちょうどアリストテレスが「定義」と「偶有性」の中間領域として「固有性」を考えたことに、ちょうど対応するものと考えられる。アリストテレスが『分析論後書』において提示する、「第二の自体性」(つまり、「直」や「曲」が主語「線」に述語づけられるように、述語の定義に主語が含まれる場合が、マイモンの「規定可能性の原則」の定式化ときわめて類似しているのは、偶然でないように思われる。この第二の自体的述語付けはしばしば「固有性」と結びつけて解釈されることがあるが、マイモンがアリストテレスの「固有性」の伝統に立っていることは、フロイデンタールによつて指摘されている。たとえば「線」は、ふたつの規定「直」、「曲」いずれとの關係においても考えうるが、同時に両者でありえない。「それぞれの主語はただ一つの述語のみをもちうる、そして同時にではなく、選言的に複数の述語をとりうる。

逆に述語は、ただ選言的にも多くの主語はもちえない」(VTF-380)。未規定な主語の領域のうちで、その固有の可能的述語間には選言的対立がある。そしてある主語は選言的に対立する複数の可能的述語のうち、ただひとつをとりうるのである。すでにアリストテレスもまた、前述の第二の自体的述語付けを以下のような選言的対立と關係づけて理解していた。「線について、直か曲のいずれかひとつがなかったり、数について奇か偶のいずれかひとつがなかったりすることはありえない」(3b20)。

「規定可能性の原則」によれば、主語(規定可能なもの)は述語(規定)の關連なしに、それ自身としても考えられうるが、述語は主語との連關なしに考えられない(①)、主語は「その述語以外の」ほかの総合においても考えられうる(②)のであつた。ある主語をはなれて考えることのできない述語は、その特定の主語の領域のみを限定しうる固有の述語である(①)。総合判断の可能性は、ある述語がその領域を限定しうる適切な主語と結合されることにかかつている。それぞれの述語は、いかなる主語の領域をも無差別に限定しうるわけではなく、それが限定しうる主語の領域が決まっているからである。そのような結合においてのみ、そのような述語は意識の対象となりうる。さらにひとつの主語に結合可能な複数の規定同士は、排他的關係のうちになければならない(②)。ひとつの主語において同時に共存可能な述語どうしは、主語の範圍を限定することがない。

こうして「規定」は、その結合によつて、「規定可能なもの」の領域の限定を表現するはずである。したがつて「規定可能性の原則」は、この限定を確実に実現するような主語と述語の關係の基準を与えらるる。

### 種類關係と規定可能性

同様の問題は、「類」と「種差」の結合の問題においても考えることが



できる。ある種差は、どんな類でも無差別的に限定するわけではなく、ある特定の類のみを限定することができる。ちょうどアリストテレスが「カテゴリー論」において言うように、「動物の種差は陸棲的、有翼的、水棲的、二足的であるが、これらのいずれも知識の種差ではない」(B19)。たとえば「知識は二足的ではない」と述べても、われわれの知は全く拡張されない。このような結合によつては、「甘い線」の場合と同じように、主語の領域がまったく限定されることがない。実際にマイモンは『アリストテレスのカテゴリー』(一七九四)においては、「規定可能性の原理」における「規定可能なもの」を「類」として、「規定」は「種差」として説明している。この場合、規定可能性の原則は、ある「種差」とそれが限定しうる特定の「類」の結合の必然性を示す。マイモンは、「類」と「種差」の総合的結合の客観的必然性の基準として、この原則を提示する。この結合の妥当性は、たんに形式的に判定されることはできず、その内容に依存せざるをえないであろう。

ここでのマイモンの課題は、意識における異質な要素の同時的把握つまり「類と種差による説明」がどうして可能なのかという問題である(MWG-107ff)。類と種差の関係は「規定可能性の原則」に従うがゆえに、意識において同時にとらえられ、実在的意識を構成することになる。

われわれのさまざまな意識内容が区別される場合、たとえば「緑は赤ではない」という場合、「緑」と「赤」がひとつの意識のうちで同時に考えなければならないが、それは互いに混ざりあっているわけではない。それらの結合同士の結合(たとえば判断における)を考える場合も同様である。「金は蜜蠟ではない」という場合、「金」と「蜜蠟」が判断において結合されているが、両者は意識の中でたがいに溶解し合っているわけではない。このように排他的に区別されたもの同士が、ひとつの同一の意識において結合される可能性がここで問題とされる。

#### ザロモン・マイモンと「規定可能性の原則」

マイモンは、この「区別」ということを、以下のようにより明確化している。マイモンによれば、AとBの「区別」とは、「徴表XをAは持つが、Bは持たない」ということにほかならない。さて、この「持たない」ということを、マイモンは以下の二つの場合に分類する。ひとつは、Aにおいて措定されているXが、Bにおいては措定されておらず、すなわち「零」である、という場合である(①)。マイモンによればこの場合は、「論理学」の対象ではないという。もうひとつは、Aにおいて措定されている徴表「X」と対立する徴表「マイナスX」がBのうちに措定されている場合である(②)。こちらは、「コブラの否定」をあらわすとされる。

たとえば、「三角形が直角でありうる」という命題の場合、「三角形」と「直角」との区別は、第一のタイプの区別(①)に属する。直角ということとはそれ自身ではなく、それ自体として意識の対象となりうる。しかし「三角形」は「直角」ということに関しては未規定であり、いかなる規定もそのうちに措定されておらず(≡零)、したがって「直角」と結合されることによって、新たなものをうみだしうる。マイモンという「規定可能性」と「規定」の関係にあるものの区別は、このタイプの区別であることになる。それに対して、第二のタイプの区別(②)に属するのは、たとえば「円は四角形ではない」という命題である。「円」のうちには、角に対立する規定(マイナスX)が措定されているから、それが角(X)と結合されるならば、零を結果することになる。

さてマイモンによれば、「緑」と「赤」、「鉄」と「蜜蠟」といった意識の内容は、それぞれ排他的であり、質料的にはひとつの意識を構成することができない。したがって、それらが結合される場合、形式的でしかありえない。たとえば「赤は緑ではない」という場合、「赤」と「緑」がひとつの意識のうちに同時に存在しえない。この場合は、内的な徴表によって区別されているのではなく、互いの関係のみが思考されているのである。こ

ここではAとBの内容を捨象した差異性一般（「AとBは異なる」）が考えられており、いかなる点で異なるのかという徴表については、すでに前提されている。たとえば「赤は緑ではない」場合、「赤」は直観的意識内容をもつが、「緑」はただ「赤ではないにか」とのみ考えられている。このようにして、両者はひとつの意識において結合される。

このような形式的結合にかわる可能性を提示するために、「共属的概念」と「従属的概念」が区別される。「共属的概念」とは、「三角形」における「三つの線」のような関係である。それに対して「従属的概念」は、「直角三角形」が「三角形」に含まれるような「種」と「類」の関係である。後者は、一方が他方を、すなわち種が類を前提するが、前者は同時的であつて一方が他方を前提するような関係になつていない。そして後者が「規定可能性の原則」を基礎づけることは、言うまでもないであろう。

徴表を数え上げるといふ説明方式は、「共属的概念」による説明である。それに対して「類」と「種差」による説明方式は、「従属的概念」による説明なのである。「従属的概念」による説明は、前述の第一のタイプの区別①①においてのみ可能となる。つまりそれは規定されていないものに、規定を加えて限定することによって、新しいものを産出するような説明である。たとえば「直角三角形は三角形である」といふ説明は、従属的な概念の結合である。「三角形」に、そこには含まれていない「直角」といふ規定が結合されることによって、「直角三角形」といふ新たな対象が産出される。「三角形」と「直角三角形」は、それぞれ独立した意識の対象であるから、われわれは「三角形」と「直角三角形」の作図を本来同時にとらえることはできない。しかし共通領域として「象徴的に」把握された「三角形」に、規定「直角」を加えることで、両者はひとつの意識へと結合されることができる。つまりこのような従属的概念においては、概念の共通部分があり、それを象徴的にとらえることによって、同時に把握可能である。し

たがって「直角三角形」においては、そのすべての表徴を枚挙しつくすことなくして、ある共通の普遍的領域として「三角形」がとらえられている。このようなものが「規定可能なもの」、普遍的な類を形成することになる。こうしてマイモンの「規定可能性の原則」は、ある表徴を共有するひとつの普遍的領域を限定することによる、「従属的概念」による説明として考えられ、それが意識における結合の同時的把握を可能とするのである。

### マイモンにおける「規定可能性の原則」の意義

前述のように、生成規則の間のあらゆる可能的関係をすべて認識しうらば、「総合判断」は最終的には「分析判断」へと還元されることにならずであつた。しかしわれわれの不完全な悟性は、事物がその外部で結ぶ無限の関係を認識しつくすことはできないため、それらはつねに潜在的であり、事物とその規定の結合は、異質なものの総合であるかのようにあらわれざるをえない。したがつてこのような局面において、総合の可能性の基準を与えるのが、「規定可能性の原則」である。そして、その結合が実在的である以上、「無限の悟性」における「実在的对象」(V1192)の構造をなんらかの形で反映するものでなければならぬ。

マイモンは、経験の成立における個体化を、普遍的なエレメントの限定として把握する。普遍的なものに特殊なものが包摂されるのではなく、ある規定が結合することによって、規定可能なものが順次限定されてゆく。実在的な総合の可能性は、ある述語（規定）がその領域を限定しうる適切な主語（規定可能なもの）と結合されることにかかつている。それぞれの述語は、いかなる主語の領域をも無差別に限定しうるわけではなく、限定しうる主語の領域が決まつており、そのような主語との結合においてのみ、当の述語は意識の対象となりうる。だから、たとえば「線」を限定す

る述語としては、「甘い」は排除されなければならない。

このような原則は、かつて個物の實在的原理であるとされた「完全な規定の原則」を継承するものであると同時に、それに改変を加えるものである。ある事物が無限の規定の枚挙のうちで個体化していると考えらるならば、その全系列が完結することなしには、個体は規定されることはない。しかしわれわれにとつては、この規定の総体を総覧することは不可能であるから、事物と規定の結合の必然性も判定できないことになってしまう。それに対して、一方的な依存関係の系列がある場合に、この系列の中から選ばれた任意の二つの項の間の依存関係については、その全系列を見渡すことができなくとも、やはり必然的なものとして判定することができるであろう。

また、ひとつの主語に結合可能な複数の規定のあいだには、排他的関係がなければならぬ。たとえば主語「線」は、ふたつの規定「直」、「曲」いずれとの関係においても考えうるが、同時に両者ではありえない。未規定な主語の領域のうちで、その固有の可能的述語間には選言的対立がある。そしてある主語は、選言的に対立する複数の可能的述語のうち、ただひとつのみをとらう。このようにたがいに排除しあうような述語が、ひとつの主語のうちで可能的に結合されうるといふことは、「悟性があらゆる可能な概念と判断を、それらについての意識にさきだして、みずからうちに有していなければならないということ」を示している（V745）。

「規定可能性の原則」は、このように主語を選言的な述語の間で限定可能な未規定な領域として示す一方で、述語を関係のうちである特定の主語の領域のみを限定する規定として示している。そして、有限の悟性にとつてこの原則こそが、未規定な主語の絶対的規定と、外的関係に由来する相対的規定との総合の可能性を表現しうるであろう。<sup>23)</sup> 事物の外部の無限の関係を完全にたどりつくことができないわれわれにとつて、あらゆる可能的結合を網羅的に認識したうえで、その可能的述語の集合からひとつの述

語を確定的に選び出すことはできない。たとえば、前述のように三角形と三つの角との結合は、主観的な蓋然性しかもちえないが、それが矛盾律に抵触しない以上、未規定な「三角形」という領域が廃棄されてしまうことはない。こうして「規定可能性の原則」によれば、未規定な主語は、「規定可能なもの」としての自己同一的を保ちながら、複数の固有の可能的述語のあいだで動揺するものとして考えることができよう。<sup>24)</sup>

こうしてマイモンは、ある種の自由を許容するような必然性の条件を、「規定可能性の原則」によって示した。マイモンは、事物に必然的に属する諸規定のうちに、外的な（あるいは少なくとも有限な存在としてのわれわれにとつては外的であるように現象する）関係のうちで形成されるような新たな水準を提示することができたのである。このことによつて、あらゆる規定を主語の概念に内在し、また主語から必然的に展開されるものとして一元化することを、マイモンは回避しえているように思われる。

#### 注記

本稿は、マイモン哲学に関連する拙論に、新たな研究成果を加えて再構成したものであり、既発表の拙論と論述・表現の重複する部分がある。

#### 文献略号

- [AA] Kant, Immanuel: Kants gesammelte Schriften. Hrsg. v. Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften. Berlin 1910ff.  
[FW] Fichte, Johann Gottlieb: *Fichtes Werke*. Hrsg. v. Immanuel Hermann Fichte. II Bde. Berlin 1971. Nachdruck von J.G. Fichtes *sämmtliche Werke*. 8 Bde. Berlin 1845/46. J. G. Fichtes *nachgelassene Werke*. 3 Bde. Bonn 1834/35  
[KdV] Kant, Immanuel: *Kritik der reinen Vernunft* [1781=A, 1787=B]. Hrsg. v. Raymund Schmidt. Hamburg 1956 (カント『純粹理性批判』

熊野純彦訳、作品社、二〇一二年)

[LW] Leibniz, Gottfried Wilhelm: *Die philosophischen Schriften*. Hrsg. v. Gerhardt

[MW] Maimon, Salomon: *Gesammelte Werke*. Hrsg. von Valerio Verra

[VT] Maimon, Salomon: *Versuch über die Transzendentalphilosophie*. 1790

(Endnotes)

- (1) 「権利問題」この問題はその重要性のためにカントのようなひとにふさわしいものでした。「…」しかし、問題をさらに拡張して「いかにしてア priori な概念が、たとえア priori な直観であれ、直観に適用されるのか」と問うならば、このような問いは満足のかくように答えられるためには、<sup>6</sup>「もともと大家をもう一度待たなければなりません」。
- (2) マイモンは「悟性理念」をめぐる態度も、両者の重要な争点である。カントは「悟性理念」の想定を否定している(一七八九年五月二六日、ヘルツ宛書簡)。それに対して、マイモンはこのような質料的完全性としての悟性理念にもとづいて、アンチノミーも基礎づけることを試みている(VT228)。無限の数は、われわれにおいては継起的に不完全にしか表象されないが、絶対的悟性にあつては一挙に完全に思考される。したがって「悟性がその制限に従ってたんなる理念として考えるものは、その絶対的現実存在からすれば実的客体である」。
- (3) Cassirer, E., *Das Erkenntnisproblem III*. Berlin 1923, S. 98
- (4) マイモンは「このことを、それぞれは直観されえない微小量として与えられる生成規則のあいだの関係としての導関数  $[dy/dx]$ 」の例を用いて説明する。「それぞれの客観の微分そのものは、われわれの直観に近づいてであり、つまり  $dx=0$ ,  $dy=0$  等である<sup>7</sup>。しかしそれらの諸関係は  $0$  ではなく、<sup>8</sup> 諸微分から生じる直観のうち規定されて与えらるる」(VT32)。それぞれの客観の独自の「特殊な規則」(VT33) を与える  $dx$  と  $dy$  は、独立して直観されることはない。それらは、互いの関係のうちではじめて規定されるべき「規定可能だが未規定の状態」(VT352) にある。両者が  $[dy/dx]$  とどうやうに関係づけられるに至るか、それはひとつの直線の傾きを示し、ある直観可能な値をとるようになる。

(5) Cassirer, op. cit., S. 99

(6) 同様の事実は、ヘーゲルも「理念」論で指摘している。定義の直接性は実際には「媒介された直接性」であるから、むしろ媒介関係において具体的個物を把握する「定理」においてこそその真理に達するとされる。<sup>9</sup> 具体的個別性においては、定義における単純な規定性が関係と考えられているので、対象は具体的個別性のうちにあるとき、異なった諸規定の総合関係である」(『エンツェクロペディ』第三版 §231)。

(7) カッシーラーが指摘するように、「とりわけ」数学的なものの領域においては、「内的なもの」が「外的なもの」に、「事物」がその「諸関係」に先行するのでなく、逆に思考された関係なしにはいかなる量的な客観も「存在」しないことになる。Cassirer, op. cit., S. 109

(8) Hartmann, N., *Die Philosophie des deutschen Idealismus. Fichte, Schelling und die Romantik*. Berlin/Leipzig 1923, S.23

(9) このような「規定可能性の原則」は、バウムガルテンの以下の規定を忠実に引き継いでいる。「それについて、それがAであるか、それともAであるのではないかが指定されるものは、規定可能 (determinable) である」(バウムガルテン『形而上学』§34, AA17-33)。

(10) ここではアリストテレス的な命題の理解と主語と述語が反転している。また、のちの『アリストテレスのカテゴリー』や『新論理学試論』では「規定可能なもの」は「述語」であると考えられている。実際「直線は線である」といった命題を考えれば、「規定可能なもの」としての類概念のほうが述語となる。

(11) Geroutl, M., *La Philosophie transcendantale Salomon Maimon*. Paris 1929, p.41

(12) Kroner, R., *Von Kant bis Hegel. Bd. I: Von der Vernunftkritik zur Naturphilosophie*. Tübingen 1921, S. 347

(13) Cassirer, op. cit., S. 105

(14) シェヒターの指摘するやうに、総合判断は規定可能性の原則に従って、新しい概念を産出する。Feudenthal, G. (ed.): *Salomon Maimon: Rational Dogmatist, Empirical Skeptic: Critical Assessments*, Dordrecht and Boston 2003 p.39

- (15) マイモンによれば、規定可能なものうちに徴表Xは指定されていない、すなわち「零」である。あるいはフイヒテの例によれば、金属の概念は「金と銀とを区別する」「特定の色」という概念を含んではいない(FW1-118)。
- (16) マイモンはこのような恣意的な結合をもって、「無限判断」と考える。詳細については、拙論「無限判断論の射程」(江戸川大学紀要「情報と社会」第二四号、二〇一四年)七五頁参照。
- (17) この論点については、拙博士論文「ヘーゲル哲学の時間論的研究」(二〇一三年、東京大学)にて論じた。
- (18) Freudenthal, G., *Definition and Construction*: Salomon Maimon's Philosophy of Geometry. Preprint 317 of the Max Planck Institute for the History of Science. Berlin 2006, S.4 Dobbs-Weinstein. I. (ed.): *Maimonides and His Heritage*. 2008. p.135
- (19) ただしバーンズは、この述語付けの形式と選言判断の結びつきの必然性に疑義を呈す。Barnes, Jonathan: *Aristotle, Posterior Analytics*. Translated with a commentary by J. Barnes (Clarendon Aristotle Series) second edition. Oxford 1993. p.118
- (20) カントの「実在的対立」の思想とのマイモンの対決を検討したものとしては、以下の部分を参照。Freudenthal G. (ed.), op. cit., p.167
- (21) それ以外に、この箇所ではマイモンは触れていないが、『新論理学試論』によれば、「無限判断」も同じタイプの区別を形成する。たとえば「徳は四角形ではない」という場合には、「徳」のうちに「角」にかんする規定は全く指定されていない。そしてこの場合は、「規定可能性」という関係にもなっていないのである。
- (22) この箇所にも「実在的対立」の思想の影響を見て取ることができる。
- (23) そのことよって、類・種関係は、たんに与えられた世界を整理する認識論的枠組みを提供するだけでなく、実際に存在するものが自己限定することで個物へと至る存在論的なプロセスを表現する概念として考えられる。
- (24) さらにこのような未規定性は、自由意志との関係において考えることもできよう。『弁神論』におけるライプニッツは、神による最善の自由な選択を、直線と曲線の間の選択になぞらえていた。ライプニッツによれば

「一つの点からほかの点への最善の経路は一つだけである。それは最短の線であり直線である。しかし一つの点から他の一点へと至る経路は無数にある。したがって直線を引かねばならない必然性はない。しかし最善を選ぶべしとするや私はその直線に決める」(LW-6, S. 257)。マイモンにおける「規定可能性の原則」のうちに、最善のものとして直線を選び出す神の意志と同等のものを想定できるように思われる。つまり「曲」でも「直」でもありうる規定可能なものとしての「線」を、複数の可能世界を一貫して自己同一的なものでありつつけるような未規定なものとしても考えられないであらうか。このとき自由な個体の同一性は、けっして分析的同一性に還元できないように思われる。